

第4次長崎県食育推進計画（素案）に対する パブリックコメントの募集結果について

「第4次長崎県食育推進計画（素案）」についてパブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。
いただいたご意見に対する県の考え方を取りまとめましたので公表します。

1. 募集期間

令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

2. 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

3. 閲覧方法

- ・ 県ホームページに掲載
- ・ 食品安全・消費生活課、県政情報コーナー（県庁県民センター内）
- ・ 各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）
- ・ 各県立保健所

4. 意見の件数

17件（6個人）

5. 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	・ 素案に修正を加え、反映させたもの	6
B	・ 素案に既に盛り込まれているもの ・ 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を進める中で反映していくもの	3
C	・ 今後検討していくもの	0
D	・ 反映することが困難なもの	1
E	・ その他	7
計		17

6. 提出された意見の要旨及び県の考え方

第1章 食育の推進に向けて

No.	意見の要旨	対応区分	県の考え方
1	<p>【素案3頁1,2,5,8行目：グラフタイトルと出典の表記】</p> <p>グラフ3つは本県の課題（傾向）を示した冒頭にくるグラフとしてはインパクトに欠けると思う。タイトルに引用根拠が続けて記載されていることで目立たない。</p>	A	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>●タイトル</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">(グラフ)</div> <p>出典：○○○</p>
2	<p>【素案3頁、7頁16～23行目：グラフの表記場所】</p> <p>「食に関心をもっている県民の割合」が年々減少傾向にあるとのグラフは7頁に記載されていて3頁にはないがどうか。</p>	A	<p>ご意見を踏まえ、7頁の「食に関心をもっている県民の割合」のグラフを3頁に移動します。また、7頁文章の「食に関心をもっている県民の割合」に注釈を付け、3頁のグラフを確認できるようにいたします。</p>
3	<p>【素案4頁14行目：文言の追加】</p> <p>SDGsのうち関係する3つ抜粋してあるが、この抜粋図3つの上に（上図との間に）「本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。」と記入してはどうか。</p>	E	<p>素案4頁の一番上の四角の枠で囲んだ2つ目に、関連がある目標であることを記載しているため、素案のままいたします。</p>
4	<p>【素案5頁11～12行目：図の表記】</p> <p>総合計画の枠が右横にずれているのが気になる。</p>	E	<p>長崎県食育推進計画が長崎県総合計画の個別計画であるため、このように表記しております。</p>
5	<p>【素案5頁30行目：期間の表記】</p> <p>5カ年 ⇒ 5か年 ひらがなに。</p>	A	<p>県総合計画の表記に合わせて「5年間」と修正いたします。</p>

第2章 食をめぐる現状と課題

No.	意見の要旨	対応区分	県の考え方
6	<p>【素案7頁7行目：表現の仕方】</p> <p>「血圧を抑えるために重要とされる野菜や食塩の摂取量など」食塩の摂取量は減少であり、野菜の摂取量は増加なので、一緒に摂取量と書くこと及び順序はどうなのだろうと思います。</p>	A	<p>ご意見を踏まえ、「血圧の上昇を抑えるために重要とされる野菜の摂取不足や血圧の上昇をまねく食塩の過剰摂取など」と修正いたします。</p>

No.	意見の要旨	対応区分	県の考え方
7	【素案 7～11 頁：節立ての表記】 第 2 章「食をめぐる現状と課題」には節がなく、内容が薄いと感ずるので、章と節を同じタイトルにせず、「第 1 節 食と健康」等、節立てしてアピールしてはいかがでしょうか。	D	本県の現状と課題の概要を記載している部分となりますので、節立ては必要ないと考えておりますが、一部、誤解を招くタイトルがありましたので、その部分は削除します。

第 3 章 食育推進の基本的な考え方

No.	意見の要旨	対応区分	県の考え方
8	【素案 16 頁 29 行目：壮年期の目標設定】 壮年期の食生活の問題は、消費量以上に食べることによる肥満なので、バランスの良い食事と減塩だけでなく、「活動量に見合った食事量の摂取」が必要なのではないでしょうか。	A	ご意見を踏まえ、「生活習慣病の予防のために、適正な食事量の摂取や栄養バランス、適塩等、健康状態にあわせた食生活に取り組む。」と修正いたします。
9	【素案 17 頁 5～6 行目：高齢期の目標設定】 フレイル予防には、特にたんぱく質の摂取が少なくなることに問題があるのではないのでしょうか。	B	高齢者のたんぱく質不足の原因の一つとして肉や魚を使った主菜が少ない食事に偏ることがあげられますので、具体的な施策の中で対応したいと考えております。

第 4 章 目指す方向性と施策の展開

No.	意見の要旨	対応区分	県の考え方
10	【素案 20 頁 1 行目：食ロス調査の実施】 現在マスコミでは、「食品ロス」について報道はなされていますが、住民は他人事のようにとらえているのではないかと思います。 「食品ロス」を県民が自分のことと実感するように、把握のための調査をして県民に目に見えるようにしてはどうでしょうか。	E	食品ロスの削減を推進するため「長崎県食品ロス削減推進計画」を策定中であり、県民の食品ロスの認知度と取組状況に関する調査結果等の公表を通じて、大切な食料資源を無駄にしない意識の醸成を図ることとしております。

No.	意見の要旨	対応区分	県の考え方
11	<p>【素案 21 頁、30 頁：食育と運動】</p> <p>食育で健康ならば、特に高齢者に対しては地域のコミュニティでの運動の推進が先で適度な運動の後に食育がついてくる、食育と運動・活動のセットでの取組が必要では。運動して健康ならば食育の必要性も見えてくる。</p>	E	<p>素案 23 頁、1 行目に記載しております介護予防事業に運動と栄養の項目が含まれていることから、本事業を推進することで食育から健康長寿につなげていきたいと考えております。</p>
12	<p>【素案 22 頁、15 行目：普及啓発の内容】</p> <p>3 頁のグラフ（一番上）にもあるように、「幅広い世代を対象に、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の定着など、栄養バランスのとれた食生活の普及」は、特に重要視されている箇所ではないかと思われしますので、もう少し具体的に「どのように普及を図るのか」の記載があった方が分かり易いのではないかと思います。</p>	B	<p>様々な関係機関等と連携して推進していきたいと考えておりますので、具体的な記載はせず、施策の中で対応したいと考えております。</p>
13	<p>【素案 23 頁 6 行目：社会人（若い世代）へのアプローチ】</p> <p>県内の大学を通して若年世代に食育推進が行われているのが分かりますが、大学進学をせず社会人となった若年世代（特に 20 代男性）へのアプローチとしてどのようなものがあるか、または今後取り組む予定がありましたら教えてください。※p11 のグラフ「朝食欠食の割合」にもありますが、長崎県内の特に男性の朝食欠食率は 20 代だけではなく、50 代まで 25%以上と高値であるため、若年世代への幅広いアプローチの強化および継続の必要性を感じております。</p>	B	<p>社会人（若年世代を含む）に対しては、保健所や市町等において、地域や職域を対象とした健康づくり事業（出前講座等）において食生活に関する支援を行っているところです。</p>

No.	意見の要旨	対応区分	県の考え方
14	<p>【素案 24 頁 2 行目：数値目標の設定理由】 若い世代の食育について、10 頁 14～16 行目で大学生の生活リズムを身につけていく必要があると記載されていますが、24 頁の数値目標では大学生の朝食摂取率を 72%と設定されています。朝食は時間栄養学の考え方からも1日の生活リズムを確立するために毎日摂取することが重要かと思えます。72%という目標は決して高くはないと考えますが、この数値に設定した理由をお聞かせいただきたいです。</p>	E	<p>県内の栄養や家庭科のある 4 つの大学と一緒に朝食欠食に向けた取り組みを行っております。その中で 4 つの大学にアンケートを実施した結果、令和元年度の大学生の朝食摂取率が 71.6%でした。</p> <p>今後、4 大学以外にもアンケートの範囲を広げて調査を実施する予定ですが、4 大学は栄養、家庭科系の大学であり食に対する意識・関心が高い学生が多いと考えられるため、まずは意識の高い 4 大学の現状値を超える 72.0%を目標として設定しております。</p>
15	<p>【素案 26 頁 11 行目：災害時用備蓄食料品】 「主食と主菜も組み合わせた災害時用備蓄食料品」というものがあるのでしょうか。主食と主菜を組み合わされるような災害時食料品ということでしょうか。</p>	A	<p>「主食と主菜も組み合わせた災害時用備蓄食料品」というものはありませんので、主食と主菜をセットとして組み合わせた備蓄を推奨してまいりたいと考えております。</p> <p>表現が分かりにくかったため「災害時に備え、各家庭で主食と主菜となる食料品を組み合わせることを推奨します。」と修正いたします。</p>
16	<p>【素案 27 頁：魚食の促進】 いわき市の魚食日条例制定を例にして、長崎県においても毎月魚食日を設定して、魚食の促進を図ってはどうか。魚食は、高血圧を下げる効果も期待出来る上、魚の消費量を上げて、漁業の活性化にも繋がる取組ではないかと思う。</p>	E	<p>魚食の日の制定につきましては、関係団体との十分な協議等が必要です。今後、さらなる魚食の推進を検討していく中で参考にさせていただきたいと考えております。</p>

第5章 県民運動としての推進

No.	意見の要旨	対応区分	県の考え方
17	<p>【素案 32 頁 14 行目：栄養教諭の配置拡大】</p> <p>栄養教諭は、学童期の食育を担う大変重要なマンパワーですが、現時点では、複数校を1名の栄養教諭が担当されており、学童期の食育を推進していくために十分な配置ではないと考えます。具体的にどのような配置拡大を考えておられるのか、お聞かせいただきたいです。</p> <p>県内には栄養教諭養成課程を持つ大学もありますので、県内での雇用確保のためにも積極的な採用を期待いたします。</p>	E	<p>本県では、法律（義務教育標準法）に基づいた配当基準により栄養教諭及び学校栄養職員を配置しています。</p> <p>県職員採用試験において学校栄養職員として採用後、3年以上経験し栄養教諭免許状を有している者を対象に栄養教諭選考試験を実施して栄養教諭の配置拡大を図っています。</p>